

## 今月のテーマ

# 優生保護法下での 強制不妊手術

「苦しんで、ひた隠しにして生きてきた。今でも優生思想が残っていると感じている」（毎日新聞、2018年1月30日電子版）

この言葉は、優生保護法の下、不妊手術を強制された宮城県在住の60代女性が仙台地裁に起こした全国初の国家賠償請求訴訟の記者会見で、女性の代理の義姉が語ったものです。

優生保護法（1948～1996年）が施行されていた間に、本人の同意のないまま行われた強制的な不妊手術は、毎日新聞によると全国で1万6475件にも及びます。また、松原（2000）によると、80年代においても140件報告されています。優生保護法下で、たくさんの方々の権利が踏みこじられていたのです。

2016年7月の「津久井やまゆり園」での事件の際の犯人の言動によって、現在も根深く残る優生思想に焦点が当てられました。が、今回の提訴は障害者の性やその権利、ひいては人間の尊厳に関わる大きな課題を提起しています。

### ■国民優生法・優生保護法

優生保護法は、その目的として「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を掲げ1948年に成立しました。

優生保護法の前身は、1940年に成立した国民優生法であり、これはナチス・ドイツの「遺伝病子孫予防法」（1933年制定）の影響を強く受けていたものです。国民優生法の第1条には「本法

ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」とあり、「悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者」とは、「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」「遺伝性病的性格」「遺伝性身体疾患」「遺伝性奇形」としていました。しかし、松原（2000）によると、国民優生法は優生断種法としてよりも、「産めよ殖やせよ」の政策を支える事実上の「中絶禁止法」としての側面が強調されるものでした。

ですが、戦後に成立した優生保護法は国民優生法よりも優生に関する規定が強化されます。国民優生法では除外されていた「癩疾」が対象とされ、改正によって「精神病」「精神薄弱」「配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの」「遺伝性のもので以外の精神病または精神薄弱に罹っている者」も、不妊手術の対象として追加されました。

さらに、1952年の改正では、第12条に、医師は保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に申請し、認められれば不妊手術を行うことができるとの規定が追加されました。

保護義務者の同意があれば、本人の意思確認は必要なく、不妊手術を行うことができたのです。そして、この不妊手術に際する手続きを証明する資料の多くが、すでに破棄されています。

国民優生法では強制断種の規定は施行されずに終わったものが、優生保護法の下では行われ、この状態が1996年まで続いたのです。決して過去のものではありません。

### ■母体保護法と比べて

優生保護法は大幅な改正が行われ、母体保護を目的とする不妊手術の規定だけが残った母体保護法へと1996年に改正されました。

1997年には市民団体が厚生省（当時）に、優生保護法下での強制不妊手術の実態調査を求めましたが拒否されました。国連人権規約委員会は、1998年11月の政府報告書に対する最終見解のなかで、「障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人達の補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な措置がとられることを勧告」しています。そもそも優生保護法と関連法で

### ■障害者権利条約と 障害者の性

障害者権利条約（政府公定訳）の「第二十三条 家庭及び家族の尊重」では、「締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする」と婚姻や家族を築く権利を認め、合わせてその権利に

対する差別を撤廃する「効果的かつ適当な措置」を締約国に求めています。

そのうえで、「(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適切な情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること」。(c) 障害者（児童を含む）が、他の者との平等を

基礎として生殖能力を保持すること」と、優生思想を背景とした不妊手術などを一切認めず、適切な情報や教育が、障害者が性的な権利の主体者となるために提供されなければならないとしているのです。

\*

私たちは、優生思想を払拭し、強制不妊手術は過去のものであると言いつけることができるでしょうか。依然として、障害者の結婚や出産に対して、それを強制的に禁止するような事態が残っていないでしょうか。

今回の国家賠償提訴は、国の過去の過ちを正すだけでなく、私たちの今を省みる裁判なのだといえます。

### 【文献】

松原洋子（2000）「日本―戦後の優生保護法という名の断種法」米本昌平＋松原洋子＋棚島次郎＋市野川容孝『優生学と人間社会―生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社現代新書。

は、卵管・精管の結紮・切断しか認められていなかったにも関わらず、女性障害者の月経が介護負担になるとの理由から子宮摘出が行われていたという事実もあります。これは明らかな法律違反です。しかし、厚生省（当時）は、先の市民団体の求めに対して「当時としては合法的であった」との理由から拒否をしています。当時の法律からしても違法な状況が、優生思想を背景として行われていたことは、しっかりと総括しなければなりません。

## 旧優生保護法に基づく 優生手術件数

①北海道	2,593人
②宮城県	1,406人
③岡山県	845人
④大分県	663人
⑤大阪府	610人
⑥静岡県	530人
⑦東京都	483人
⑧山形県	445人
⑨神奈川県	420人
⑩埼玉県	405人
⑪千葉県	395人
⑫茨城県	385人
⑬栃木県	375人
⑭群馬県	365人
⑮新潟県	355人
⑯富山県	345人
⑰石川県	335人
⑱福井県	325人
⑲岐阜県	315人
⑳長野県	305人
㉑静岡県	295人
㉒愛知県	285人
㉓三重県	275人
㉔滋賀県	265人
㉕京都府	255人
㉖大阪府	245人
㉗兵庫県	235人
㉘奈良県	225人
㉙和歌山県	215人
㉚鳥取県	205人
㉛徳島県	195人
㉜香川県	185人
㉝愛媛県	175人
㉞高知県	165人
㉟福岡県	155人
㊱佐賀県	145人
㊲長門県	135人
㊳大分県	125人
㊴熊本県	115人
㊵鹿児島県	105人
㊶沖縄県	95人
④5奈良県	20人
④6鳥取県	11人
④7沖縄県	2人

※1948～96年。旧厚生省の「衛生年報」などから作成  
▲「毎日新聞」2018年1月30日より。

児嶋芳郎（こじま よしお）

立正大学社会福祉学部